

第 26 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月8日（金）午後3時00分～3時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 9人
 - 1 番 金子 節夫
 - 2 番 島田 信成
 - 3 番 中野 文子
 - 4 番 高田 洋子
 - 5 番 齊藤 澄博
 - 6 番 横山 宏
 - 7 番 松島 章倫
 - 8 番 横山 正行
 - 9 番 中村 政五郎
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主任 小谷 高平
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名について
 - 第 2 議案
 - 第 7 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第 7 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 7 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 7 7 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - 第 3 報告
 - 第 2 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第２６回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、９名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席の委員は９名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第２６回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。 <会長挨拶> これより議事に入ります。議事日程第１、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第２５条第２項の規定により、議席番号４番高田洋子委員、議席番号５番齊藤澄博委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。 議事日程第２、議案第７４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。１番について、事務局より説明をお願いします。
事務局（國府田）	議案書２ページをご覧ください。議案第７４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第３条第１項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和７年８月８日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号１番、「売買」です。 譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「住居も遠くになり、農地も少ないので売却処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、１ページから４ページを参照してください。なお、申請地につきましては８月５日、１班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状況でした。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

	(挙手全員)
会長（横山）	挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 議案第75号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明をお願いします。
事務局(國府田)	議案書3ページをご覧ください。 議案第75号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について次のとおり農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和7年8月8日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号1番。申請人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「申請地は亡き父から令和6年に相続にて取得した土地です。申請地は線引き以前から西側にある宅地と一体で利用しており、昭和32年建築の車庫と平成25年建築の車庫があります。また、もう一つの申請地は以前から進入路の隅切りとして利用してきました。今回申請地が農地法の許可を取っていないことが分かりました。これからは農地法を遵守して参りますので、許可をいただけるようお願いいたします。」とのことです。転用目的は「一般住宅用地（追認）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては5ページから8ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。 2番島田信成委員
2番（島田）	2番島田です。8月5日1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は第1種農地ではありますが、既存施設又は既存宅地の2分の1敷地拡張による、不許可の例外かと判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

会長（横山）	（挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。
	（挙手全員） 挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 議案第76号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より、説明をお願いします。
事務局(國府田)	議案書4ページをご覧ください。議案第73号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和7年8月8日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「譲受人は、現在所有の隣接地にて小売業を行っており、従業員用の駐車場の確保ができず、近隣の公共駐車場を利用する状況になっております。申請地は土地所有者より購入について打診があったため、転用の申請をさせていただきました。」とのことです。転用目的は「露天駐車場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては9ページから12ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。
	5番齊藤澄博委員
5番（齊藤）	5番齊藤です。8月5日1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字光善寺字神谷地内、案内図は資料の9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は邑楽町役場から東に250mの位置にあり、第3種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 議案 第77号、邑楽町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より、説明を願います。
事務局（國府田）	議案書5ページをご覧ください。議案第77号農地利用最適化推進委員の委嘱について、第4区域の農地利用最適化推進委員に欠員が生じたため、令和7年6月23日～令和7年7月25日までの期間で欠員募集し、その結果、1名の応募がありました。その後、令和7年8月8日に評価委員会において、この応募された方が農地利用最適化推進委員に相当であるという決定が成され、農業委員会長に報告がありました。議案書に記載されている方を、第4区域の農地利用最適化推進委員として委嘱するか、審議の決定を求めます。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、委嘱することを決定いたしました。 議事日程第3、報告第27号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、一括して報告をお願いします。

事務局(國府田)	議案書 5 ページをご覧ください。 報告第 27 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和 7 年 8 月 8 日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、13 ページを参照してください。 番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、13 ページを参照してください。 番号 3 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、13 ページを参照してください。以上、報告いたします。
会長（横山）	以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第 26 回邑楽町農業委員会総会を閉会します。 上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。 令和 7 年 8 月 8 日 邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u> 委員 <u>高田 洋子</u> 委員 <u>齊藤 澄博</u>